福島県新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等における感染防止対策支援事業　Ｑ＆Ａ

No.	内容	回答	備考
1	発注が令和３年10月１日から12月31日までの間に行われていれば、納品や支払いが令和４年1月1日以降となってもよいか。	納品や支払いが令和4年1月1日以降でも、10月１日から12月31日までの間に発注して購入が確定しているのであれば（見積もりのみは不可）、補助対象として差し支えありません。	
2	使い捨てではないエプロンは対象となるか。	対象は、使い捨ての消耗品のみです。したがって、使い捨てではないエプロン等は対象外です。	
3	日中一時支援事業を実施する事業所は対象とならないのか。	対象とはなりません。 当該事業の対象は、県補助金交付要綱１（２）の障害福祉サービス施設・事業所のみが対象です。	
4	共生型サービスの指定を受けている事業所であるが、介護と障害の両方で申請は可能か。	申請できません。 次の①又は②のいずれかで補助金の交付を受ける場合には、本事業の対象とはなりません。 ①令和３年度新型コロナウイルス感染症拡大防止継続支援事業補助金（対象：医療機関等） ②令和３年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業における介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業（対象：介護サービス事業所等）	
5	対象期間前（9月以前）に対象物品を注文したが、納品や支払が対象期間中（10/1～12/31）となった場合は、交付申請の対象になるか。 「10/1～12/31までの『購入』」とは商品の「注文日」で判断すればよいのか。	補助対象とはなりません。対象期間中に「発注や注文や購入」（※見積の取得のみは不可）がされているものに限ります。	R4.1.6追加
6	対象期間中（10/1～12/31）に対象物品を注文したが、納品や支払が期間を過ぎた場合は、補助対象になるか。 例えば、12/30にインターネットで注文したが、業者が年末年始の休みのため、業者での注文確認や発送が年明けになった場合でも、補助対象となるか。	対象物品の「発注」（※見積の取得のみは不可）が対象期間内に完了していれば、補助対象として差し支えありません。例示のケースも補助対象となります。	R4.1.6追加